

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部  
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 社会保険

# いばらき

# 10

育児休業期間中は保険料が免除されます

2012 October  
NO.411

- 傷病手当金のご案内
- 11月は「ねんきん月間」です



「偕楽園の萩」(撮影・水戸市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

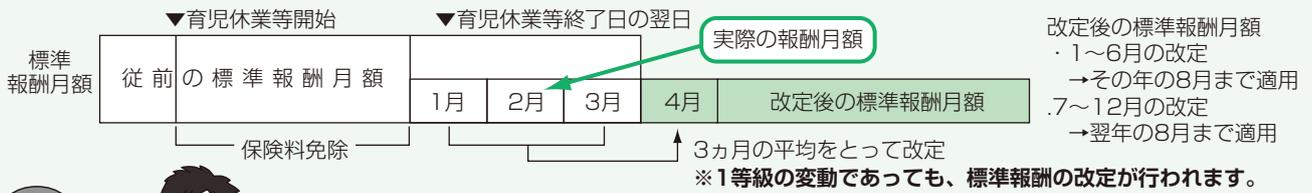
職場内で回覧しましょう

## ② 育児休業等の終了時には標準報酬の改定が行えます

被保険者が、育児・介護休業法による育児休業期間（育児休業に準ずる制度による休業期間も含みます）を終了し、職場に復帰した際に、時間短縮や所定外労働をしないことで、賃金が休業前より変動することがあります。このような場合に、育児休業等終了時（職場復帰後も引き続き育児休業にかかる子を養育し、かつ、その子が3歳未満である場合）による標準報酬月額の変更を申し出ることができます。

### 育児休業等終了時改定の申出

事業所の事業主を経由して「育児休業等終了時報酬月額変更届」を提出することで、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後3ヵ月間の報酬月額の平均によって標準報酬月額が改定されます。改定された標準報酬月額は、その育児休業等の終了日の翌日から起算して2ヵ月を経過した日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が属する月から4ヵ月目）から適用されます。



### 育児休業等終了時報酬月額変更該当する人とは？

- ・育児休業終了日に3歳未満の子を養育していること
- ・育児休業終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に支払われた報酬（給料）の支払基礎日数が17日以上のある月があること（17日以上のある月が1ヶ月であってもかまいません。）

## ③ 3歳未満のお子さんを養育されている方に標準報酬月額の特例（みなし措置）があります

3歳未満のお子さんを養育している方の標準報酬月額が、その養育期間中、養育を始める前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合には、被保険者の申出に基づき、従前標準報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算します。保険料は、実際の標準報酬月額に応じた額をご負担いただきます。この特例は、養育期間中の報酬の低下が、将来の年金額に影響しないように導入されたものです。

従前標準報酬月額とは、養育開始月の前月の標準報酬月額をさします。養育開始月の前月に厚生年金保険の被保険者でない場合には、その月前1年以内の直近の標準報酬月額が従前標準報酬月額となります。（その月前1年以内に厚生年金保険の被保険者期間がない場合には、みなし措置をうけていただくことはできません。）

なお、標準報酬月額の特例は、厚生年金保険のみが対象となり、健康保険については、特例がありませんので実際の標準報酬月額に基づく保険給付が行われます。

みなし措置を受けていただける期間は3歳未満の子の養育開始月から、3歳の誕生月の前月までです。

※この申出書には、①子の生年月日および子と申出者との身分関係を明らかにすることができる書類（市区町村長の証明書または子の戸籍抄本）と②申出者がその子を養育することとなった日を証する書類（住民票（写）等）の添付が必要です。

※申出日より前の期間については、申出月の前月までの2年間に限りみなし措置が認められることとなりますので、ご注意ください。

詳しくは、お近くの年金事務所（厚生年金適用調査課）にお問い合わせください。

# ① 育児休業期間中は 保険料が免除されます

「育児休業・介護保険休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満のお子さんを養育するための育児休業期間の健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主の申し出により免除されます。

なお、免除期間中も被保険者の資格に変更はありませんので、保険証はそのままご使用いただけます。

## 具体例

育児休業の開始日が平成24年11月27日、子が1歳に達する日（育児休業終了の日）が平成25年9月30日の場合



### 保険料免除期間

育児休業等開始日の属する月(平成24年11月)から育児休業等終了日の翌日(平成25年10月1日)の属する月の前月(平成25年9月)まで

### ● 育児休業等取得者申出書

育児休業期間が当初の予定よりも早く終了したときには、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届」の提出が必要になります。予定通りに育児休業を終了された場合には、お届けの必要はありません。

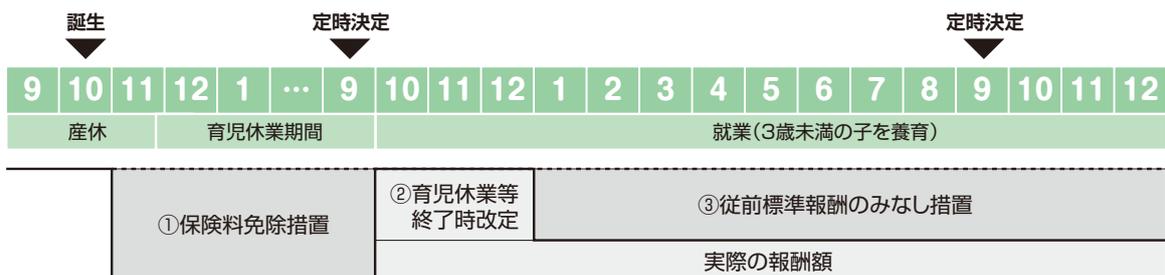
健康保険 育児休業等取得者申出書 (新規・延長)  
 ①事業所管理記号: 水戸 38 | ②年金手続の基礎年金番号: 1234567891 | ③被保険者の氏名: ミト ミキ子 | ④性別: 男  
 ⑤被保険者の生年月日: 580623 | ⑥養育する子の氏名: 水戸 花香 | ⑦養育する子の生年月日: 241001 | ⑧養育する子の性別: 女  
 ⑨養育のための休業する期間: 平成24年11月27日から平成25年9月30日まで  
 ⑩変更前の養育のための休業する期間: 欄外  
 ⑪育児休業等開始年月日: 欄外 | ⑫育児休業等終了年月日: 欄外 | ⑬申出原因: 通常  
 ⑭事業所住所: 〒310-0817 水戸市和町10-00 | ⑮事業所名称: 水戸南電器(株) | ⑯代表者氏名: 社保一郎 | ⑰郵便番号: 000 0000

育児休業等取得者の申出は「1歳未満の子を養育する為の育児休業」「保育所待機等特別な事情がある場合の1歳6ヵ月に達するまでの育児休業」、「1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる休業」の各休業期間において、それぞれ申出が必要となります。

### ご注意ください

- ※労働基準法で定められている産後休業期間は、育児休業等の期間とはならないため、保険料をご負担いただく必要があります。
- ※保険料免除期間中に賞与が支給された場合は、賞与にかかる保険料も免除されますが、賞与支払届の提出は必要です。

## 育児休業に関する保険料と給付のイメージ図



\*太い実線 ————— は保険料額算定上の標準報酬月額      太い破線 - - - - - は給付算定上の標準報酬月額

## 申請方法は？

「傷病手当金支給申請書」に必要事項をご記入のうえ、《①療養担当者の意見、②事業主の証明》を受け、以下の「添付書類」を添えて加入の協会けんぽ各支部へご提出ください。

### 添付書類

- ① 「申請期間+申請期間1ヵ月前」にかかる出勤簿（タイムカード）の写し
- ② 「申請期間+申請期間1ヵ月前」にかかる賃金台帳（給与明細）の写し
- ③ 役員等で出勤簿や賃金台帳を作成していない場合は議事録の写し
- ④ 「障害厚生年金」を受給している方は直近の年金額の確認できる証明書（「改定通知書」「年金証書」）の写し
- ⑤ 退職後に老齢、退職を事由とする年金の給付を受けている場合は、直近の年金額の確認できる証明書（「改定通知書」「年金証書」）の写し

※初回申請の場合は①②は必ず添付してください。2回目以降の申請で給与の支払いがある月分の申請の際には該当月の出勤簿、賃金台帳の写しを添付してくださいますようご協力をお願い致します。



注意

- 出勤簿や賃金台帳の写しは給料の締め日が過ぎてからのものを添付してください。
- 添付書類の⑤については直近の年金額の確認できるものを、毎回添付してください。

## いくらもらえるの？

1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。

※次の①から③に該当する場合は、日額の比較により傷病手当金が支給停止または支給調整となります。

- ① 事業主から報酬の支払いを受けた場合
- ② 同一の傷病で厚生年金保険から障害厚生年金や障害基礎年金を受けられる場合
- ③ 退職後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、老齢厚生年金、老齢基礎年金、または退職共済年金などを受けている場合

## 東日本大震災による医療費の一部負担金免除措置が終了します

東日本大震災による被災区域（警戒区域等※以外）の住民の方の一部負担金（医療機関にかかる際の3割等の患者負担金）免除措置は平成24年9月30日までとなります。（※自宅が半壊以上の方等）  
 なお、東京電力福島原発事故による警戒区域等の住民の方の一部負担金免除措置は、平成25年2月28日までです。

該当される方の申請がお済みかどうか、社内での確認をお願いいたします。



お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部  
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html>

☎029-303-1500 (代表)

# 病気やけがで仕事を休んだ加入者ご本人様へ 傷病手当金のご案内

## 傷病手当金とは？

被保険者が、病気やけがによる療養のために、仕事に就くことができず、報酬を受けとることができない場合に、支給対象となります。

### 傷病手当金支給条件

- 1 仕事とは関係のない病気やけがであること  
(業務上や通勤途上の傷病は労災保険扱いとなります)
- 2 療養のために仕事に就けないこと (療養担当者の意見のもとに判断)  
3日以上連続して仕事を休み、4日以上休んだ時、4日目から支給  
(連続した3日間 (待機期間※1) は有休期間を含む)
- 3 報酬を受けとっていないこと  
(手当金など給与を一部でも受けている場合は支給額が調整されます)



## 支給期間は？

同一の病気やけがについて、支給開始日から数えて**1年6ヶ月**間の範囲



### ※1 「待機期間」の考え方

例1



例2



# 年金相談予約のご案内

待ち時間を解消するため年金相談時間の予約をお受けいたします

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書など本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

また、代理の方が相談に来られる際には、委任状と代理人の方の身分を確認できるものとして(運転免許証・パスポート・写真付住民基本台帳カード等)が必要となります。

ご持参をいただく物としては、各年金事務所にお尋ねください。

## 予約の申込方法

- 1ヵ月前から前日まで、電話で予約を受け付けいたします。ご希望の日時をご指定ください。  
※他のお客様と重複する時は、日時についてご相談させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。
- 予約申込の受付は、年金事務所 お客様相談室となります。

水戸北 ☎029-231-2282 下館 ☎0296-25-0834  
水戸南 ☎029-227-3253 日立 ☎0294-24-2193  
土浦 ☎029-824-7169

# 11月は「ねんきん月間」です

国民年金保険料を納めましょう  
納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となります

## 電話での年金相談窓口

間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

一般的な年金相談に関するお問い合わせ  
(東日本大震災で被災された方のお問い合わせもお受けいたします)

「ねんきんダイヤル」

**0570-05-1165** (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

**03-6700-1165** (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。  
※休日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「国民年金保険料後納制度(保険料の納付の延長)」  
に関するお問い合わせ

「国民年金保険料専用ダイヤル」

**0570-011-050** (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

**03-6731-2015** (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。  
※休日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」、「ねんきん特別便」及び  
「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」

**0570-058-555** (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は

**03-6700-1144** (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前9:00～午後8:00  
第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※休日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

## ご利用いただける電話の種類

| 各ダイヤルの電話番号           | 固定電話                                 | 携帯電話                                | PHS・IP電話                    | 海外から |
|----------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|------|
| ナビダイヤル               | ○<br><small>市内通話料金<br/>お客様負担</small> | ○<br><small>通話料全額<br/>お客様負担</small> | ×<br><small>(一部通話可)</small> | ×    |
| 一般電話<br>(通話料全額お客様負担) | ○                                    | ○                                   | ○                           | ○    |

## ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、**一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常通話料金が掛かります。**
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」「03-6731-2015」の一般電話におかけになる場合は、**通常通話料金が掛かります。**
- ・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。
- ・月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- ・ご相談の内容は、日本年金機構業務の運営管理及びサービス向上などの観点から、録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。
- ・お問い合わせの際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。
- ・オンライン端末の稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- ・自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。